

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	住民税申告に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

にかほ市は、住民税申告に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

にかほ市長

公表日

平成27年9月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民税申告に関する事務
②事務の概要	<p>前年中の総所得金額及び個人住民税の賦課決定を行う申告について、市民の相談を受けるものであり、公平性と適正性を確保するために、住基情報、所得に関する情報、障害に関する情報、扶養に関する情報、生活保護に関する情報等の住民に関する正確な情報収集が必要であり、その事務の遂行上、個人番号及び法人番号の取得、照会及び提供を行い、これを利用するものである。</p> <p>特定個人情報ファイルは次の事務に使用する。 ○申告相談業務</p> <p>上記事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介しての情報の照会と提供をおこなう。</p>
③システムの名称	個人住民税システム、申告支援システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム 地方税電子申告支援サービス(eLTAX審査システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
申告情報ファイル、宛名情報ファイル、地方税電子申告情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一の16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 ・情報照会にかかる項(27の項) ・情報提供にかかる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長	税務課長 山田 克浩
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	にかほ市 総務部 総務課 総務行政改革班 秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田1番地 0184-43-7507
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	にかほ市 財務部 税務課 市民国保税班 秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田1番地 0184-73-7505

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年8月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年8月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる